

資料編

白山市男女共同参画推進条例

平成20年3月19日

条例第3号

改正 平成21年3月24日条例第5号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 基本的施策（第9条—第20条）

第3章 男女共同参画審議会（第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等をうたい、男女共同参画社会基本法においては男女の性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を掲げ、様々な取組が進められている。

しかしながら、社会においては、いまだに性別による固定的な役割分担などが残されていることから、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会の確保が求められている。

こうした状況から、本市においては、男女が平等な協力関係の下にお互いの人権を尊重し、快適な生活を営むことができる地域社会の構築とその実現に向けた意思の醸成を図ることが必要となっている。

ここに、市、市民、事業者等の協働の下、市民一人一人が自らの意思により、社会のあらゆる分野に積極的に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他男女間における親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者等 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 男女の人権の尊重
- (5) 国際社会との連携及び協調

(性別による権利侵害の禁止)

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に提供する情報への配慮)

第5条 何人も、市民に提供する情報、広報等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長する表現その他過度な性的表現を用いまいよう努めなければならない。

（市の責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援しなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、県、市民及び事業者等と連携し取り組むものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、自らが主体的に行う地域活動において、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めなければならない。

3 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第8条 事業者等は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

（行動計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めるとともに、第21条第1項に規定する男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを行うものとし、行動計画の変更に当たっては、前2項の規定を準用する。

(推進体制)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するために、必要な体制を整備するものとする。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、又は施策を効果的に実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(報告の徴収等)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者等に対し、事業活動における男女共同参画の推進状況について、報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により把握した男女共同参画の推進状況を取りまとめ、公表することができる。

3 市長は、第1項の報告に基づき、事業者等に対し、情報の提供等を行うことができる。

(広報等による啓発)

第13条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者等の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を積極的に行うものとする。

(教育における措置)

第14条 市は、市民が男女共同参画の推進に対する関心と理解を深めることができるように、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等への活動支援)

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う学習その他の活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況等の報告)

第16条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(苦情への対応)

第17条 市長は、市民及び事業者等から市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を適切に処理

するため、白山市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 苦情処理委員は、前項の規定による苦情の申出があったときは、関係者から説明を求め、必要があると認めるときは、助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 3 苦情処理委員は、委員3人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情への対応に関し必要な事項は、規則で定める。

（相談への対応）

第18条 市長は、市民からの性別による権利侵害に関する相談を適切に処理するため、必要な体制を整備するものとする。

（性別による権利侵害の防止及び被害者支援）

第19条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等性別による権利侵害を防止する施策を講ずるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。

（附属機関等における構成員の男女均衡）

第20条 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員等を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、次条第5項の規定に準じて、男女の均衡を図るよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第21条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、白山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項について調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的な方針及び施策並びに重要事項に関し、審議会自らが調査審議を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

(3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等の点検評価を行い、必要に応じて市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員の構成は、男女のいずれか一方の委員数が委員の総数の10分の4未満にならないようにしなければならない。

5 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者から、市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第9条第1項の規定により策定された行動計画とみなす。

(白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 白山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年白山市条例第53号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成21年3月24日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

白山市男女共同参画推進条例施行規則

平成20年3月31日

規則第16号

改正 平成28年3月30日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山市男女共同参画推進条例（平成20年白山市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出の方法)

第2条 条例第17条第1項の白山市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）に申し出る苦情（以下「申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、苦情処理委員が当該書面の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で行うことができる。

- (1) 申出の年月日
- (2) 申出をする者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- (3) 申出の趣旨及び理由
- (4) 申出の理由が発生した年月日
- (5) 他の機関への相談等の状況

2 前項ただし書の規定により口頭による申出があつたときは、苦情処理委員は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査を行わない苦情の申出)

第3条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査を行わないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- (5) 苦情処理委員の行為に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

- 2 苦情処理委員は、前項の規定により調査を行わないときは、当該申出をした者に対し、調査を行わない旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第4条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を市長に対し、書面により通知するものとする。ただし、当該調査に緊急を要する場合については、この限りでない。

- 2 苦情処理委員は、申出について調査を行うに当たり必要があるときは、市の機関に対し説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

(調査結果及び勧告等の通知)

第5条 苦情処理委員は、申出について調査を終了したときは、その結果を速やかに市長及び当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 苦情処理委員は、条例第17条第2項に規定する助言、指導又は勧告（以下「勧告等」という。）を行うときは、苦情処理委員の合議によりこれを決定し、勧告等の内容を市長及び当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(是正その他の措置の報告)

第6条 市長は、苦情処理委員からの勧告等に基づき是正その他の措置を講じたときは、その旨を書面により当該委員に報告するものとする。

(苦情の申出の処理状況等の報告)

第7条 苦情処理委員は、毎年度、申出の処理の状況及びこれに関する所見について報告書を作成し、市長に報告するものとする。

(苦情処理委員の秘密保持義務)

第8条 苦情処理委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(男女共同参画審議会の会長及び副会長)

第9条 条例第21条第1項の白山市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第10条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(庶務)

第11条 苦情処理委員及び審議会の庶務は、市民生活部男女共同参画室において処理する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

白山市男女共同参画審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	濱 上 ミ チ コ	白 山 市 女 性 協 議 会 委 員
副 会 長	林 繁	白 山 市 経 済 団 体 連 絡 協 議 会 会 員
委 員	菱 田 陽 子	学 識 経 験 者
	前 川 仁 恵	学 識 経 験 者
	林 恵 子	白 山 一 里 野 温 泉 観 光 協 会
	進 士 富 美 枝	白 山 市 各 種 団 体 女 性 連 絡 協 議 会 委 員
	横 山 由 裕	パ パ ネ ッ ト あ さ が お 代 表
	三 国 外 喜 男	元白山市男女共同参画宣言都市実行委員会委員長
	佐 野 賢 二	公 募
	大 谷 ま ど か	公 募

白山市男女共同参画行動計画策定までの経過

○ 平成 28 年 7 月 6 日

第 1 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・委員委嘱、正副会長の選任
- ・計画策定について市長から諮問
- ・計画の位置付け説明
- ・前計画の成果と課題の整理及び国、県の動向について
- ・「男女共同参画に関する市民意識調査」について

○ 平成 28 年 7 月 21 日 ～ 平成 28 年 8 月 8 日

「男女共同参画に関する市民意識調査」 実施

- ・対象者：2,000 人（20 歳以上の市民を単純無作為抽出）
- ・有効回収数：917 人（有効回収率 45.9%）

○ 平成 28 年 10 月 31 日

第 2 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・市民意識調査結果報告
- ・計画の基本目標、基本課題及び施策体系について

○ 平成 28 年 11 月 29 日

第 3 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・第 2 次 白山市男女共同参画行動計画（素案）について

○ 平成 29 年 1 月 30 日

第 4 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・第 2 次 白山市男女共同参画行動計画（素案）について
- ・計画の進行管理について

○ 平成 29 年 2 月 6 日 ～ 平成 29 年 2 月 19 日

- ・パブリックコメントの実施

○ 平成 29 年 3 月 15 日

第 5 回白山市男女共同参画審議会 開催

- ・パブリックコメントの結果について
- ・市長答申

用語集

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことをいう。

合計特殊出生率

期間合計特殊出生率。その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいう。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

働くすべての者が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいう。

性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛をいう。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

デートDV

同居していない恋人（別れた相手を含む）間の暴力。

配偶者からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））

夫（パートナー）や恋人からの暴力。広義では、女性、子どもなど家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待」を指す。女性問題との関連では、法律上の婚姻の有無を問わず親密な関係にある男性が女性に対して用いる身体的心理的暴力を指す。

第2次 白山市男女共同参画行動計画
～ひとりひとりが輝けるまちをめざして～

白山市市民生活部男女共同参画室

平成29年3月発行

〒924-8688 石川県白山市倉光二丁目1番地

TEL : 076-274-9577 FAX : 076-275-2211

E-mail : danjyo@city.hakusan.lg.jp